

鴨川条例点検ワーキンググループ案について

1 目的

鴨川条例が施行されて10年経過することから、条例の内容が社会的変化等に対応できているか点検を行う。

2 進め方

- 平成29年度に4回程度開催し、以下の2つの内容を並行して進める。
- ・事務局から条例の施行状況や条例に対する府民の意見等を説明する。
 - ・関係各分野（治水、利用、環境など）を代表する者から意見を聴取する。

3 構成メンバー

鴨川条例と河川法等関係法令との整理を行う必要があるため、座長、副座長及び法律関係のメンバー4人から構成する。

- 金田 章裕（座長） 京都学・歴彩館 館長、京都大学名誉教授
- 川崎 雅史（副座長） 京都大学大学院 工学研究科 教授
- 新川 達郎（法律） 同志社大学 政策学部 教授
- 野崎 隆史（法律） 弁護士（元京都府総務部政策法務課法務調査役）

4 意見聴取する関係各分野（※意見聴取する者は適宜追加）

- (1) 前文・第1章総則（第1条から第5条）
2名（鴨川流域懇談会の委員）
- (2) 第2章 安心・安全の確保（第6条・第7条）
2名（河川工学、森林科学の有識者）
- (3) 第3章 良好な河川環境の保全
第1節 鴨川環境保全区域（第8条から第12条）
第2節 良好な景観の形成（第13条から第15条）
2名（水環境の有識者、納涼床・室外機対策関係地元自治会）
- (4) 第4章 快適な利用の確保（第16条から第23条）
3名（学生ボランティア、経済界、観光産業界）
- (5) 第5章～第7章 府民協働の推進・雑則・罰則（第24条から第34条）
3名（現代社会学の有識者、一般社団法人鴨川流域ネットワークのメンバー）

5 スケジュール

9月8日	10月27日	11月27日	12月22日	1月26日	2月21日	3月23日
第38回 鴨川府民会議	第1回WG	第2回WG	第39回 鴨川府民会議	第3回WG	第4回WG	第40回 鴨川府民会議
◆報告 ・WGメンバー ・日程 ・意見交換内容	①前文 ②第1章(府、府民等の責務) ③第2章(安心・安全の確保) ④第3章(鴨川環境保全区域) (良好な景観の形成)		◆意見交換 第1回・第2回 のWG結果	①前文 ②第1章(府、府民等の責務) ⑤第4章(快適な利用の確保) ⑥第5章(府民協働の推進) ⑦第7章(罰則)		◆意見交換 第3回・第4回 のWG結果

※適宜 京都市等関係行政機関と協議

■ 京都府鴨川条例点検意見書

提出期限 平成29年10月2日(月)

氏 名	
-----	--

点 検 項 目				意 見
前文・章	条	項	項 目	
(例) 第〇章	第〇条	第△項	森林の保水機能の保全等	1 改正案 「〇〇」を「◇◇」に改め、「●●」の右に「△△」を加える。 2 現況 3 対応策 〇〇〇〇〇することにより、容易に◇◇◇できることから条例で「△△」のように規定し規制すべきと考える。 4 必要経費 〇〇円 5 必要人員 ◇◇人